

第13回千葉市景観総合審議会

議案資料

令和3年3月4日（木）

議案第1号

バス停留所上屋広告の許可基準の改正について

道路占用許可基準との整合を図るため、千葉市屋外広告物条例施行規則別表第2に定めるバス停留所上屋広告の許可基準を次のように改正することについて、千葉市景観総合審議会設置条例第2条第3号の規定により、審議会に意見聴取を行う。

○改正前

地域区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
1 表示面積	第1種地域では、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	2平方メートル以下	
表示個数		上屋1基につき2個	

○改正後

地域区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
1 表示面積	第1種地域では、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	2平方メートル以下	
表示個数		上屋1基につき2個。 <u>ただし、道路管理者が支障がないと認めたものについては、この限りでない。</u>	

※改正箇所は、下線が引かれた部分である。

幕張新都心中心地区広告物景観形成地区の指定について

千葉県屋外広告物条例第 4 条の 2 第 1 項に基づく広告物景観形成地区（幕張新都心中心地区）の指定に関し、その区域内における次の事項について、同条例第 37 条第 1 号及び第 3 号の規定により、審議会に意見聴取を行う。

- (1) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針 [別紙 1]
- (2) 許可の基準（屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の位置、規模、形態、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項） [別紙 2]
- (3) 自家用広告物に係る許可の適用除外の基準 [別紙 2]

■屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針（案）

1 地区全体の基本方針

幕張新都心中心地区は、国内外を代表する企業の本社や研究開発の拠点などが集積したオフィスビル群のほか、幕張新都心の中核となる大型コンベンション施設の幕張メッセをはじめ、ホテル、ショッピング、飲食、文化、レクリエーションなどの人々の賑わいや交流を提供する施設が整備され、海浜幕張駅を中心に新都心の都市イメージを象徴する都市景観が形成された地区である。

こうした地区全体の特性を活かし、洗練された魅力と賑わいのある本地区固有の都市景観の保全を図るため、いわゆる野立広告など、幕張新都心中心地区外の事業所等を広告目的とする広告物の無秩序な掲出を抑制する。

2 エリアごとの基本方針

地区全体の基本方針に基づき、幕張新都心中心地区広告物景観形成地区の区域を次のエリアに区分し、各エリアの特性に応じた広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針を定める。

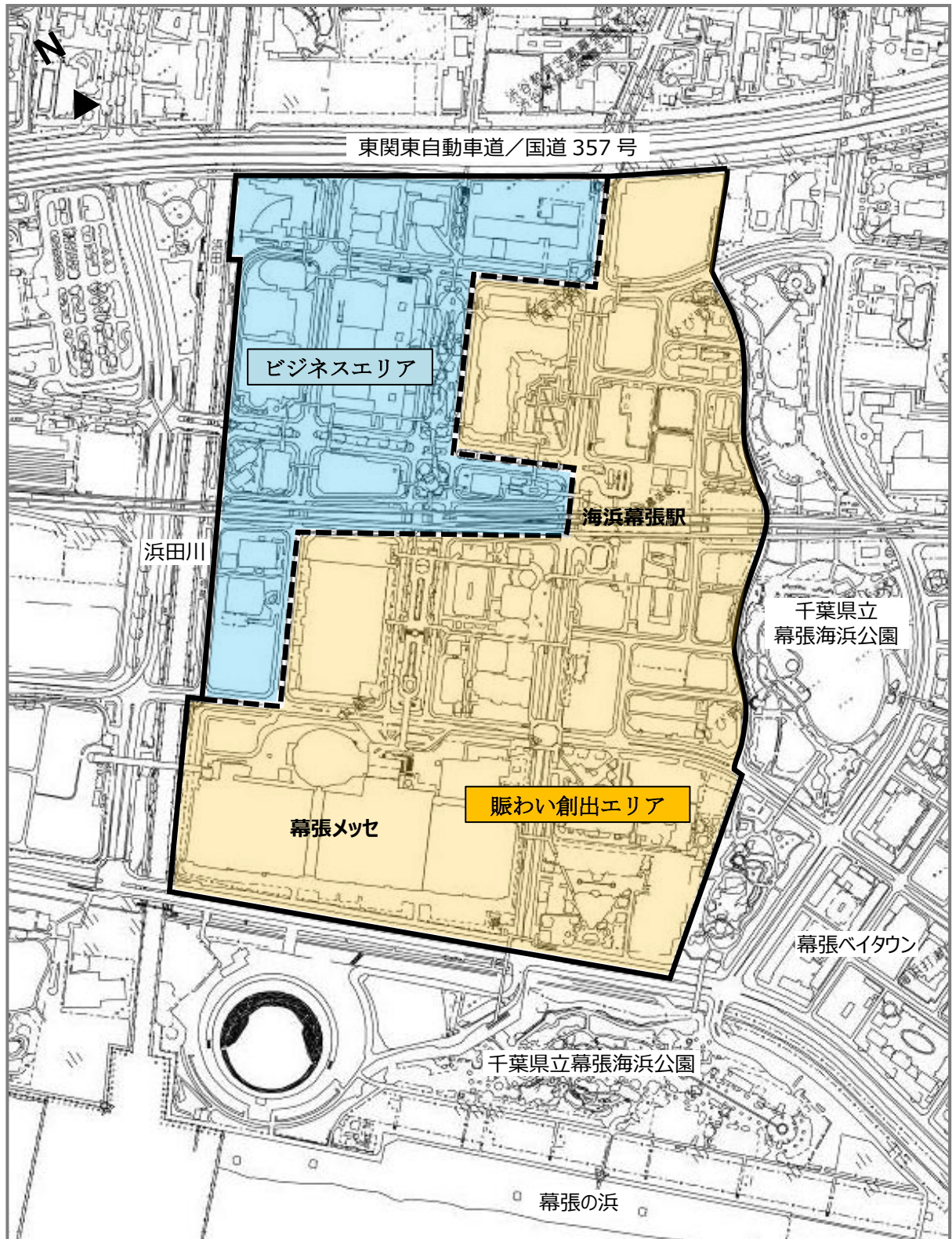
（1）ビジネスエリア

国際的な業務機能、本社機能、先端産業の研究開発機能等が集積するエリアという特性を踏まえ、洗練された街並みと調和した落ち着いた落ち着きのある広告景観を形成するため、自家用広告物（自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件をいう。以下同じ。）に限るものとする。

（2）賑わい創出エリア

大型コンベンション施設や商業施設などが立地するエリアという特性を踏まえ、魅力的で賑わいのある街づくりに資する広告景観を形成するため、自家用広告物に加え、幕張新都心中心地区広告物景観形成地区内の住居、事業所又は作業場の氏名、名称、商標若しくは事業の内容を表示し、又は同地区内の住居、事業所若しくは作業場へ案内し、若しくは誘導を行うための広告物を掲出できるものとする。

幕張新都心中心地区広告物景観形成地区の区域図



千葉市美浜区中瀬一丁目、中瀬二丁目、ひび野一丁目、ひび野二丁目及び美浜の各一部（面積約112.3ha）

■許可の基準（屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の位置、規模、形態、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項）（案）

MMKの自主ルールを取り入れた基準

市独自で新たに設ける基準

現在の条例の基準（第3種地域）

			ビジネスエリア	賑わい創出エリア
共通基準			<p>黒色又は高彩度色を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。</p> <p>蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。</p> <p>信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。</p> <p>歩行者の通行に支障となるものでないこと。</p> <p>広告物の照明は点滅しないこと。</p>	<p>自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) バス停留所の上屋、標識及び施設に添加されるもの (2) 消火栓標識利用広告</p>
建築物等に表示し、又は掲出するもの	壁面に表示し、又は掲出するもの	総表示面積	1壁面につき壁面面積の5分の1以下	
		設置形態等の制限	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行うものについては、この限りでない。	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行い、かつ、賑わいを演出するものについては、この限りでない。
		突出幅	壁面の端から突き出してはならない。	
	壁面から突き出すもの	突出幅	事業所の敷地内で壁面から0.75メートル以下	
		上端の高さ	歩行面から3.5メートル以下	
		下端の高さ	歩行面から2.5メートル以上	
		設置場所	1階又は高架の公共用歩廊等の歩行者の通行がある階に限る。	
	屋上に表示し、又は設置するもの	1表示面積	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下
		広告物等の高さ		軒の高さの3分の2以下
		突出幅		壁面から突き出してはならない。
バス停留所の上屋に添加されるもの	1表示面積	2平方メートル以下		
	表示個数	上屋1基につき2個。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものについては、この限りでない。		
建築物等から独立したもの	小規模広告物（1表示面積が2平方メートル以下のもの）	1表示面積	2平方メートル以下	
		総表示面積	8平方メートル以下	
		上端の高さ	7メートル以下	
		突出幅	道路上に突き出してはならない（バス停留所の標識及び施設を利用するものを除く。）	
	独立広告物（1表示面積が2平方メートルを超えるもの）	1表示面積	20平方メートル以下	30平方メートル以下
		総表示面積	80平方メートル以下	120平方メートル以下
		上端の高さ	8メートル以下	15メートル以下
		突出幅及び敷地境界線からの後退距離	敷地境界線から1メートル以上後退すること。ただし、駐車場及び駐輪場等を案内し、又は誘導するものを道路上に突き出さずに設置する場合には、この限りでない。	道路上に突き出してはならない。
		広告物等相互間距離	5メートル以上	
		鉄道等との距離	広告表示面の垂直方向20メートル以内に鉄道等がないこと。	
アーチ	1表示面積	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	15平方メートル以下	
	総表示面積		30平方メートル以下	
	設置形態等の制限		国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものであって、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。	

(左側の「許可の基準」の続き)

		ビジネスエリア	賑わい創出エリア	
電柱類を利用するもの	電柱袖付広告	設置の制限	幕張新都心中心地区広告物景観形成地区では、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	
	電柱塗装又は巻立広告	設置の制限	幕張新都心中心地区広告物景観形成地区では、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	
	消火栓標識利用広告	広告物の大きさ	1表示面積0.32平方メートル以下	
		突出幅	支柱から0.8メートル以下	
		表示面の数	柱1本当たり2面以下	
	表示個数	柱1本当たり1個		
アドバルーン		気球の直径	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。 3メートル以下	
		広告幕の幅	1.5メートル以下	
		広告幕の長さ	15メートル以下	
		傾斜角度	地表面に対して45度以上	
立看板		上端の高さ	1.45メートル以下	
		幅及び奥行き	0.9メートル以下	
		設置場所	事業所の敷地内に設置すること。	
のぼり		設置場所	事業所の敷地内に設置すること。	

■自家用広告物に係る許可の適用除外の基準（案）

MMKの自主ルールを取り入れた基準	市独自で新たに設ける基準	現在の条例の基準（第3種地域）
-------------------	--------------	-----------------

		ビジネスエリア	賑わい創出エリア		
共通基準		<p>黒色又は高彩度色を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。</p> <p>蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。</p> <p>信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。</p> <p>歩行者の通行に支障となるものでないこと。</p> <p>広告物の照明は点滅しないこと。</p>			
作自業己所の氏名、表示する名称、商標又はこれを掲出する内容を表示するため、自己の住居、事業所又は	建築物等に表示し、又は掲出するもの	壁面に表示し、又は掲出するもの	総表示面積	1壁面につき壁面面積の5分の1以下	
		壁面から突き出すもの	設置形態等の制限	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行うものについては、この限りでない。	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行い、かつ、賑わいを演出するものについては、この限りでない。
			突出幅	壁面の端から突き出してはならない。	
			上端の高さ	歩行面から3.5メートル以下	
			下端の高さ	歩行面から2.5メートル以上	
	屋上に表示し、又は設置するもの	突出幅	事業所の敷地内で壁面から0.75メートル以下		
		設置場所	1階又は高架の公共用歩廊等の歩行者の通行がある階に限る。		
		表示個数	1事業所当たり1個		
		1表示面積	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下	
		突出幅		壁面から突き出してはならない。	
建築物等から独立したものの	小規模広告物（1表示面積が2平方メートル以下のもの）	広告物等の高さ	軒の高さの3分の2以下		
		表示個数	1事業所当たり1個		
		1表示面積	2平方メートル以下		
		総表示面積	8平方メートル以下		
		上端の高さ	7メートル以下		
	独立広告物（1表示面積が2平方メートルを超えるもの）	突出幅	事業所の敷地から突き出してはならない。		
		設置個数	1敷地につき2個		
		1表示面積	10平方メートル以下		
		総表示面積	40平方メートル以下		
		上端の高さ	5メートル以下		
突出幅及び敷地境界線からの後退距離	敷地境界線から1メートル以上後退すること。ただし、駐車場及び駐輪場等を案内し、又は誘導するものを事業所の敷地から突き出さずに設置する場合には、この限りでない。	事業所の敷地から突き出してはならない。			
設置個数	1敷地につき2個				